

## 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第36回本部会議 記録

日 時／令和3年2月13日（土）

13：30～14：01

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

### 【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第36回本部会議を開催をいたします。早速議事に入ります。まず、昨日、国において改正しました「基本的対処方針」、それから「道内の感染状況」等につきまして、まず保健福祉部長から説明をお願いいたします。

### 【三瓶保健福祉部長】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正内容の概要についてでございますが、まず資料1をご覧ください。昨日の政府対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されましたので、そのポイントを説明いたします。まず、はじめに改正の趣旨であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律につきましては、今月3日に公布され、本日13日に施行されることに伴いまして、その改正内容等を基本的対処方針に反映するための改正が行われたものでございます。改正の主な内容といたしましては、まず、「まん延防止等重点措置」が創設されたことによりまして、その実施・終了の考え方や対象となる重点措置区域における取組等について規定されておりました。その主なものとしては、感染リスクが高いと専門家等に指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うことや特措法に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと、また、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等について、住民に対して協力の要請を行うことなどについて、新たに規定されております。さらに「予防接種」として、新型コロナウイルスワクチンの接種の実施に関する事項が規定されるとともに、「感染症法の改正に伴う見直し」として、偏見・差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務などが規定されるなどの見直しが行われております。

続きまして、道内の感染状況についてですが、資料2をご覧ください。はじめに道独自の警戒ステージの状況についてですが、道独自の警戒ステージの指標を載せておりますが、新規感染者数、入院患者数、療養者数など、多くの指標が先週と比べ改善している状況にあります。次に、新規感染者の状況についてですが、道内の新規感染者数は、全国的な感染拡大や年末年始の会食機会の増加を背景に1月8日から増加に転じたものの、1月15日をピークに減少が続き、感染拡大の兆候を示す陽性率やリンク不明の割合も、1月中旬から減少傾向にあります。また、札幌市では、1月16日から減少したものの、2月に再び増加し、現在、減少傾向にあるものの、スライドにありますとおり、現状、緊急事態宣言下の政令指定都市と比較しても10万人当たりの新規感染者数は上から3番目と高い水準にあり、飲食をはじめ様々な場面で

の集団感染が続き、市内全域に感染の広がりが見られている状況にあります。さらに、小樽市において、1月28日の外出自粛要請後、新規感染者数が急速に減少し、リンク不明割合も低く抑えられているものの、10万人当たりの新規感染者数は、高い状態になっております。

次に医療提供体制についてでございますが、入院患者数などは昨年12月上旬をピークに減少しておりまして、新規感染者数が、このまま減少傾向で推移した場合には、その負荷が軽減されていくと想定されますが、感染が再拡大すると、また医療提供体制への負荷が急速に高まる恐れがあり、今後のワクチン接種に備えた体制構築にも資するよう、ここで、その負荷を更に軽減させておくことが必要であります。

最後に、これらの状況に対する必要な対策であります。今後、3月以降の、就職・転勤や、卒業、進学等に伴います人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えるほか、全ての道民の皆様が、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりが必要であります。そうした状況を見据え、ここでもう一段、感染を徹底して抑制し、医療提供体制の負荷をさらに引き下げるための対策として、小樽市においては、引き続き強い措置を講じるとともに、感染リスクの高いとされる飲食の場面における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑え、全道への再拡大を防止するため、札幌市におきましても、強い措置を講じる必要があります。さらには、全国の厳しい感染状況等を踏まえまして、緊急事態宣言期間中においては、全道域に対してこれまでの措置を継続することが必要と考えています。なお、3ページ以降のデータにつきましては、後ほど、ご参照願いたいと思います。私からの説明は以上でございます。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

続いて、「札幌市の感染状況」につきまして、本日、オブザーバー出席いただいております、札幌市の山口感染症担当部長から説明をお願いいたします。

#### **【山口札幌市感染症担当部長】**

それでは、資料3に基づきまして、ご説明させていただきたいと思っております。札幌市内の感染状況でございます。では次のページをご覧ください。札幌市内の新規感染者数につきましては、1月下旬に増加傾向が続いておりましたけれども、ここ数日は拡大が抑えられておりまして、感染経路が不明な方の割合も3割を下回っている状況でございます。入院をしております重症患者数ですが、一桁台が続いておりますが、折れ線グラフでございますけど、直近で増加が見られたところから警戒が必要な状況と言えるところかと思っております。

では、次のページをご覧ください。札幌市内の検査数でございますが、直近1週間の検査数は8250件、1週間で8250件ですので、1日平均にして1000件以上ということで実施をしているところでございます。また週平均の陽性率、これは赤い折れ線グラフでございますが、3.7%となっております。5%以下の数値で推移しているところでございます。

それでは次のスライドをご覧ください。年齢別の感染者数の比較でございます。1月上旬までと比較いたしますと、60歳代以上の感染者につきましては減少しているところでございますが、(グラフの)いろんな色のところが、割合として出ているというところでございまして、各年代の感染の広がりが見られているところでございます。

では次のページをご覧ください。すすきの地区の夜の人の動き、人流でございますが、年始の休暇期間以降は横ばいの状態で推移しているところでございます。ではその次のスライドをご覧ください。11月からの営業時間短縮要請の対象となった施設などでは、年末年始明けに増加をしているところでございますけれども、12月以降、店舗数、感染者数ともに減少傾向にありますけれども、一定の発生が続いているところでございます。

それでは、次のページをご覧ください。すすきの地区の重点的検査の状況でございますが、赤い棒グラフのところが陽性患者数でございますが、一定数発生しておりますけれども、11月と比べると減少しているところでございます。また検査数につきましては、これは青の棒グラフでございますけれども、店舗型PCR検査の受検の勧奨によりまして、1月に入りましてこの青い棒グラフのところが増加しておりますけれども、黄色の折れ線グラフであります、臨時PCRセンターの陽性率につきましては、依然高い状況が続いているところでございます。

次のスライドをご覧ください。新規陽性患者の感染経路が判明しているところにつきましては、特定の場所ではなく、様々な人や場所が感染経路となっているところがわかるかと思えます。また、関係者の中には、すすきの地区以外の酒類提供店に関連する行動歴もみられておりまして、こうしたことは感染リスクの高い行動と言われていることから、感染の広がりには警戒が必要というふうを考えてございます。

それでは最後のページをご覧ください。集団感染事例でございます。12月以降、発生件数は減少しております。1月以降、福祉施設、これはオレンジ色、福祉施設の発生が続いている他、会社や学校におきまして、集団感染が発生しておりまして、酒類提供店等の事例におきましては、すすきの地区以外でも、集団感染が発生している状況でございます。私からは以上でございます。

#### 【副本部長（中野副知事）】

次に、「感染拡大防止に向けた施策」等につきまして、関係部長から順次説明をお願いいたします。まず、総合政策部長、お願いします。

#### 【倉本総合政策部長】

まず、資料4の「感染拡大防止に向けた施策について」をご覧くださいと思います。道内の感染状況につきましては、先ほど保健福祉部長からご説明があったとおりでございますが、国内におきましては、10都府県で、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、厳しい状況が続いております。また、これからの3月、4月に向けて人の移動や会食機会の増加による再拡大に備えるとともに、ワクチン接種を安心して受けられる環境づくりも必要でありまして、ここでもう一段、感染を徹底して抑え込むため、集中対策期間を延長したいと考えております。スライド1でございますけれども、期間につきましては、国の緊急事態宣言の発令の間とし、地域を限定した要請は、2月16日から2月28日まで、2月いっぱいとしたいと考えております。

次に、協力要請のポイントでございますが、地域を限定した協力要請といたしまして、感染リスクを回避できない場合、札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控えること、また、札幌市及び小樽市以外の地域の方におかれては、札幌市及び小樽市

との不要不急の往来を控えることについて、引き続き、お願いをしたいと考えております。

また、今回新たに、札幌市内における感染状況を鑑みまして、もう一段の抑え込みに向けて、札幌市内全域の飲食店の事業者の皆様に対しまして、午前5時から午後10時までの営業時間の短縮を要請することといたしました。この時短要請につきましては、対策が長きにわたる中、減少局面での強い措置であることを踏まえまして、週合計の新規感染者数、これの直近7日間平均が10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえまして、解除を検討したいと考えております。

スライド2でございますが、協力要請、お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。協力要請の詳細でございますけれども、ただいま説明したポイントを含め、改訂内容を朱書きしており、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

スライド3のところでございます。全道域の要請でございますが、国内での緊急事態宣言が発令されている間とし、道民や道内に滞在している皆様においては、緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来自粛、できる限り同居していない方との飲食は控えるなど、感染リスクを回避する行動の徹底を引き続きお願いしたいと考えております。また、事業者の皆様におきましては、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底、時差出勤などのより一層の徹底をお願いしたいと考えております。

スライド4でございます。道としての感染拡大防止対策につきましては、札幌市と連携いたしまして、事業者とともに感染防止対策に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」の推進をしていきたいと考えております。また、年度末・年度始めの全国的な異動時期に向けた感染防止対策の徹底といたしまして、転勤・入社・入学の場面での北海道スタイルの提案、市区町村窓口での転入者に対するチラシ配布やポスター掲示等による普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

次に資料5をご覧いただきたいと思っております。「道の警戒ステージ運用の考え方」でございます。これまで国の動向や道内の感染状況の推移等を踏まえまして、今後の道の警戒ステージの運用の考え方を定めたいと考えております。まず、これまで「指標として掲げたすべての数値等が基準を超えた場合に移行することを基本」としていたステージの移行につきまして、今後は、原則として「新規報告数」が指標を上回った場合に、「病床」又は「重症者用病床」等、負荷の状況を踏まえまして、総合的に判断することとし、先手先手での移行判断を行ってまいりたいと考えております。あわせて、特定の地域や業態を対象とした強い施策を講じるに当たりましては、1つは、当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか、また、当該地域における感染の広がりが続いているか、さらには、医療提供体制等への負荷が高まっているか、といった状況を総合的に勘案して判断することとしていきたいと考えております。

最後になりますが、資料6をご覧いただきたいと思っております。今般の「感染拡大防止に向けた施策」等につきましては、専門家及び有識者の皆様のご意見を伺いますとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせいたしております。資料6につきましては、それぞれ主な意見でございますが、専門家及び有識者からは、感染拡大防止に向けた施

策につきまして、道民へのワクチン接種を控え、医療機関の現在の負担を予め軽減しておくことはとても大切である、あるいは、札幌の感染状況は政令市の中でも高い水準にあり、対策延長は必要性があり合理的である、時短要請の拡大は道民に理解されづらい、市中感染が広がっているなど道民に対して感染事例を踏まえたわかりやすい説明が必要である、あるいは、感染が下がっている時に時短要請を強化するという理由について、道民に納得して協力してもらえよう知事がメッセージを発することが必要、あるいは、もう一段頑張っただけ欲しいという内容なので、道民が前向きな気持ちになれるような情報発信に取り組んでいくことが必要、といったご意見が寄せられましたが、内容につきましては、概ね「妥当である」ということでございました。

一方、この対策期間につきまして「緊急事態宣言が発令されている間」とするのは反対であるというご意見もいただいております。道といたしましては、緊急事態宣言は全国的なまん延を抑えるための対応であり、道内におきましても、国内に宣言が発出されている間は、高い警戒感の下で、道民の皆様に行動変容に取り組んでいただくことが必要であるということから、緊急事態宣言が発令されている期間としたものでございます。そうした対策期間の考え方について、道民の皆様にご丁寧に説明することとしたいと思っております。

また、関係団体からは、経済へ甚大な影響を及ぼしているため、きめ細かな支援策をお願いしたい、あるいは、対策期間が長期間に及んでいるため、感染拡大防止を徹底したうえで最短での措置解除に向けて努力してほしい、あるいは、感染者減少に伴う「気の緩み」を防ぎ、道民一人ひとりが「積極的且つ前向きに」協力いただけるようなメッセージを発信してほしい、さらには、ワクチンが早期に広く道民に行き渡るよう、市町村と連携して万全の準備と対応をお願いしたい、などの意見が寄せられたところでございます。なお、6ページが一番最後のところに書いてございますが、裏面でございます。「道の警戒ステージ運用の考え方」についても反対意見などは特にございませんでしたけれども、関係団体から、措置の解除や緩和要件を明確化し、目標に向けて各地域が抑止に取り組めるようすべきであることや、特定の地域や業態を対象とした強い施策を講じるに当たっては、事業者の経営状況も勘案してほしいなどの意見が寄せられたところであります。今後はこうした点も留意しまして、運用に当たりたいと考えております。私からは以上でございます。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

続いて、経済部長からお願いいたします。

#### **【山岡経済部長】**

札幌市内の事業者の皆様への協力要請につきまして、手元の資料の4、スライドの5枚目ですが、別紙1をご覧ください。まず、要請期間についてですが、2月16日（火）から2月28日（日）までの13日間としております。また、この要請につきましては、期間中においても、週合計の新規感染者数の直近7日間平均が10万人当たり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況を踏まえて、解

除を検討することとしております。次に区域および対象施設については、札幌市内全域の酒類提供の有無に関わらず、全ての飲食店やカラオケ店、料理店、食堂などを対象としております。次に、要請内容について、営業時間を午前5時から午後10時まで短縮していただくこと、またあわせて業種別ガイドライン及び北海道スタイルに基づく対策を徹底していただくよう要請いたします。また、要請にご協力いただいた事業者には、店舗ごとに支援金を支給することとし、支援金額は1店舗1日あたり2万円としております。

続きまして同じ資料のスライド7、別紙3をご覧ください。年度末、年度初めにおける転勤・入社・入学の場面での新北海道スタイルの提案について説明します。3月から4月にかけては、人事異動、入社・入学などで人の移動が活発化し、昨年度のこの時期のように感染が再拡大するリスクがある時期であり、道民の皆様、企業や教育機関の方々それぞれが改めて感染拡大の防止に取り組んでいただくことが重要です。このため、道では「転居から着任・入学まで」「着任・入学後」のそれぞれの段階に、感染防止対策の具体的な取り組み事例を整理し、道職員の異動はもとより、道経連など経済団体や学校関係機関などと連携して、この時期の新しい行動様式として広く呼びかけることを考えております。内容といたしましては、転居から着任・入学までは、引越し時期の分散化や、着任の柔軟な対応、送別会等での感染リスクに十分留意いただくことなどの取り組みが重要と考えており、また、着任・入学後においては、歓迎会などで感染リスクに十分留意いただくほか、普及の挨拶回りの自粛やテレワーク時差出勤などが重要と考えているところです。道としては、事例集の作成と配布などにより、こうした取り組みを広く呼びかけ、従業員や学生の皆様、企業や教育機関、それぞれ取り組みを実践していただくことで、感染防止に繋がっていくことを考えております。以上です。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

続きまして、教育長から、お願いいたします。

#### **【小玉教育長】**

資料7でご説明いたします。1月下旬から2月上旬にかけて、高等学校において、集団感染が複数発生していましたが、直近1週間におきましては、学校関係者の感染状況は、減少しております。しかしながら、年度末・年度始めにかけては、学校にとって節目となる行事や入学、転校、採用、転勤に伴う往来が活発化しますことから、先般、感染症対策の徹底、総点検を行うとともに、春休み中の体調管理の徹底など、この時期特に留意すべき事項を明示し、通知を発出したところであります。

これまで学校関係者の体調管理に関しましては、紙媒体で健康観察シートを作成し、体温や健康状態の観察を行ってきたところでありますが、今後は、特に行動範囲が広範・多岐にわたる高校生とその教職員を対象に、資料7の1ページの上の欄にありますように、オンラインによる「体調・行動確認システム」を構築することといたしました。

「入力フォーム」は、全校生徒と異動対象となる教職員につきましては、Googleフォームを活用し、また、教育庁職員は電子自治体共同システムを活用して、体温・体調、同居者の風邪症状などのほか、「感染リスクが高いと考えられる行動歴」を加えまして、毎朝、スマホから入力してもらうこととしております。

入力結果は、裏面にございますけれども、各学校あるいは職場において、即時に一覧できますので、相談や受診など必要な対応を指導することとしております。

当該システムにつきましては、札幌市をはじめ、市町村教育委員会や私立学校等にも情報提供を行うことにより、道内高校生等が簡単な操作で生徒自身と学校ぐるみのリスク管理を効率的に行えるよう、サポートしてまいります。以上です。

**【副本部長（中野副知事）】**

続きまして、総務部長から、お願いいたします。

**【平野総務部長】**

総務部です。資料8をご覧ください。人事異動の際の取り組みとして、知事部局の職員については、資料に記載のとおり、赴任期間を特例として最大21日間に延長するほか、健康観察シートを活用した、毎朝の検温などの体調管理の徹底や、着任後、当面の間の在宅勤務や、儀礼的な挨拶回りの自粛、飲食に伴う感染リスクを回避する行動など、新規採用職員を含めまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

**【副本部長（中野副知事）】**

それでは、ただいま説明のありました「感染拡大防止に向けた施策」等につきまして、ただいまの説明のありました内容のとおり、当本部として決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それではそのように決定をさせていただきます。

その他、各部・各振興局などからご発言はありますでしょうか。よろしいですか。

はい、それではここで本部長からお願いをいたします。

**【本部長（知事）】**

道民の皆様、事業者の方々の方々の多大なるご理解とご協力をいただきまして、本道の新規感染者数は、1月15日をピークに減少傾向となりました。国に緊急事態宣言の検討を要請する目安としております、人口10万人当たり新規感染者数「25人」というものに対しまして、人口10万人当たり「10人」を切るという状況になりました。これまでの皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。しかしながら、全国的には緊急事態宣言の発令が継続しているという状況にございます。本道の感染者数、そして本道の中心都市であります札幌市の感染者数は、緊急事態宣言下の政令指定都市と比べても上から3番目という高い水準にございます。

また、3月、4月に向け、就職・転職や卒業・進学等に伴います人の移動、そして会食の機会の増加、そういったものに備えていく必要があります。

さらに、ワクチン接種に備えた体制の構築を進めて、道民の皆様に安心して接種を受けていただける環境をつくるためにも医療提供体制への負荷をさらに軽減させておく必要があります。こうした時節の人の動きや季節の行事、ワクチン接種などを見据えますと、ここでもう一段、感染を徹底的に抑え込んでおくことが重要であります。

特に、都市構造上、人の移動が活発な札幌市において、感染リスクが高いとされてい

る飲食の場における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑えることにより、周辺地域、全道への再拡大の防止を図ることが必要です。

また、本道は昨年、独自の緊急事態宣言によりまして、感染拡大を一旦は抑え込んだものの、その後、全国的な感染拡大の中での人の移動による影響を受けて、再び感染が拡大したという経験がございます。今後の再拡大も念頭に置きながら、今、この時期に十分な備えをしていかなければなりません。

道民の皆様には、長きにわたりご負担をおかけしているところでありますが、こうした点なども総合的に勘案し、大変苦渋の判断ではありますが、もう一段、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

各本部員においては、この集中対策期間のもとで、道民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、まずは、2月28日までの約2週間、機を逸することなく徹底した取組を展開し、感染を徹底的に抑え込むことに全力を尽くしていただくようお願いいたします。

特に、もう一度、対策の趣旨と内容を見つめ直していただき、感染リスクが回避できない場合、不要不急の外出・往来自粛、テレワークや時差出勤の徹底など、人と人との接触機会の低減に向けて、引き続き、ご協力いただくことが必要であります。周知徹底に取り組んでください。

また、札幌市に対し、時短要請が実効性ある対策となるよう、取組の徹底をお願いするとともに、時短要請にご協力いただいた事業者の皆様へ、道として店舗ごとに支援金を支給することとし、その支給事務については、札幌市と連携して、円滑かつ効率的に支給できるよう取り組んでください。その上で、国内で緊急事態宣言が発令されている間、全国民、全道民が一丸となってさらなる感染抑制に取り組んでいけるよう、市町村や関係団体と連携し、あらゆる機会を捉えて、対策の内容、必要性などについて、道民の皆様により丁寧に説明し、積極的に感染拡大防止対策を進めるよう指示いたします。

最後に、本道は、往来自粛や飲食店の営業時間の短縮など、様々な対策を講じてきた中で、時短にご協力をいただいている飲食店ばかりではなく、幅広い事業者の皆様への経済的な影響も長期にわたっております。このような中、国が示した支援策は、緊急事態宣言が発令されている地域と発令されていない地域で格差があるため、道としては、早期に独自の対策に取り組んでいる道県の事業者にも支援が及ぶよう国に対して、重ねて、そして強く要請してきたところでございますが、この点、引き続き強く要請してまいります。

その一方で、道としては、非常に厳しい財政状況にあるわけではありますが、国の検討を待つのではなく、道議会や有識者の皆様のご意見を踏まえ、全道を対象として、経済的な影響を受けている関連事業者の皆様に対し、どのような支援ができるのか、関係本部員が連携して早急に検討するよう指示いたします。私からは以上です。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

はい、それでは、ただいまの副本部長の指示に従って進めてまいりますので、各本部員におかれましては、必要な対応を速やかにとっていただきますよう、お願いをいたします。



す。

以上をもちまして、第36回本部会議を終了させていただきます。

(了)